

## アルコール消毒液の使用に伴う禁止行為の考え方について




従来、アルコール含有量60%以上のアルコール消毒液は、禁止行為の危険物品の持込みの対象として取り扱いをしておりました。この度、東京消防庁の運用改正があったことから、展示ホール内におけるアルコール消毒液の取扱いは下記の通り変更となります。（令和2年9月1日付東京消防庁の火災予防条例第23条の運用に関する要綱の一部改正）

◆手指消毒用として、展示ホール内にアルコールを持込む場合で、次のすべてに該当するものは、禁止行為の対象外となります。


- 【条件】①日常の手指消毒用にアルコールを使用する行為（手指消毒用に持込み、常時使用するアルコールであること。）  
②容器の最大容積が500ml以下であること。  
③容器に容量、成分等が記載されていること。

※詰め替え用など交換・補充用に準備した別の容器を置いておく行為は、必要最小限の持込み量を超えていると見なされ、禁止行為に該当するためご注意ください。

◆手指消毒用に持ち込み、出入り口などに設置したアルコールを使用する行為

	Case.1 アルコールスプレー（容器の容積500ml以下）を1本持ち込み使用する。	→	禁止行為に非該当
	Case.2 アルコールスプレー（容器の容積500ml以下）を複数持ち込み使用する。	→	禁止行為に非該当 <small>（※但し、必要最小限であること）</small>
	Case.3 アルコールスプレー（容器の容積500ml超）を1本持ち込み使用する。	→	禁止行為に該当

◆手指消毒用に持ち込み、詰め替え用など交換・補充用に準備した別の容器を置いておく行為

	Case.4 詰め替え用にアルコール（容器の容積500ml以下を含む）を持ち込む。	→	禁止行為に該当
---	--	---	---------

### ※注意点

アルコール含有量60%未満のアルコール消毒液は危険物に該当しないため、展示ホール内に持ち込むにあたり、消防上の規制はありません。禁止行為の該当・非該当に関わらず、全ての危険物の合算が指定数量の5分の1以上指定数量未満となる場合、少量危険物となるのでご注意ください。

## 水素持込貯蔵・取扱申請要領

展示会場への水素の持込み・貯蔵、および水素を用いた製品の実演は原則的に禁止されております。上記において消防からの許可を得るためには、該当の申請書類を提出し、消防審査において一定条件を満たしていることを証明する必要があります。

下記、注意事項をご確認いただき、「危険物・水素持込貯蔵取扱申請書」と必要書類のご提出をお願いいたします。

- ※ 判断に迷う場合には、申請先まで必ずご相談いただきますようお願いいたします。
- ※ 無届や消防法令違反の場合、施工中および会期中の消防の査察の際に取り壊しを命ぜられる場合がございますので、ご注意ください。

### ■ 水素持込貯蔵・取扱の要件

- ・水素の会場内への持込は、1日の最小限の使用量を限度とします。開催時間中の補充はできません。
- ・搬入時および会期中は、必ず安全管理責任者をブースに常駐し、保管・管理に努めてください。
- ・実演は、国内で認可を受けている製品に限らせていただきます。
- ・審査は、火災予防条例に基づき、厳正に行わせていただきます。
- ・申請に必要な書類が揃わない場合、承認がおりず実演不可となる場合があります。
- ・消火器を必ず設置してください。

### ■ 申請の流れ

- ① 期日までに出展社専用ページより、「危険物・水素持込貯蔵取扱申請書」をご提出ください。
- ② 指定協力会社より、消防提出用に必要な書類チェック表が送付されますので、記載がある書類を全てご用意ください。  
※ 提出書類の数が多いので、スケジュールには十分余裕を持ってください。  
※ 不明な点は、指定協力会社にお問い合わせください。
- ③ 必要書類を全て揃えて、指定協力会社へ送付してください。  
※ 指定協力会社が消防に提出以降、消防より、内容によって追加で書類等の請求がある場合がございます。
- ④ 搬入日に消防査察で現場確認の上、許可が下ります。  
※ 事前の指導と展示内容が異なる場合、一切許可が下りませんのでご注意ください。

※消防本庁からの指導により、提出期限が例年より早くなっておりますため、期日までに書類のご提出がない場合、実演の承認が下りません。必ず、期日までに余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

※危険物・水素持込貯蔵取扱申請書をご提出後、一週間以内に受領の連絡が無い場合は、何らかの理由で、申請が不着の可能性がございますので、お手数ですが、確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。